

平成23年6月29日

公立大学法人県立広島大学
理事長 赤岡 功 様

公立大学法人県立広島大学

監事 赤羽 克秀



監事 国政 道明



監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学（以下、「本学」という。）の平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書、事業報告書について監査いたしました。その結果につき、次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

平成22年度監事監査計画に基づき、役員会その他主要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面の査閲等によりこれを確かめました。

また、財務に関する状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行うとともに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の方法の概要及び結果について報告ならびに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実が認められません。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実が認められません。また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。
- (6) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月28日

公立大学法人 県立広島大学

理事長 長 赤 岡 功 殿

有限責任監査法人 トーワツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

近藤 敏博



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

高木 政秋



当監査法人は、地方独立行政法人法第35条の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に關する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に關する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に關する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は理事長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、公立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらし、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積り、含め、全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示を含まない。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない。公立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べたものではない。

- 監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。
- (1) 財務諸表(利益の処分に關する書類(案)を除く。)が、地方独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、公立大学法人県立広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
 - (2) 利益の処分に關する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
 - (3) 事業報告書(会計に關する部分に限る。)は、公立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
 - (4) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

公立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上